

マンガン含有複合酸化物顔料の特定化学物質障害予防規則の扱いについて

需要家各位

2020年10月28日

複合酸化物顔料工業会

2020年4月22日「労働安全衛生法施行令」「特定化学物質障害予防規則（特化則）」「作業環境測定法施行規則（作環則）」「作業環境評価基準」が改正され、2021年4月1日から施行されることとなりました。

今般、新たに「塩基性酸化マンガン」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼす恐れがあることが明らかになったことから、第2類特定化学物質として位置づけ、特殊健康診断の実施や作業主任者の選任を義務づけるなど、所要の改正が行われます。今回の特化則改正に伴い、マンガン含有複合酸化物顔料の特化則への該当非該当に対するお問い合わせが寄せられておりますので、当工業会の見解を以下に記載いたします。

記

マンガンを含む複合酸化物顔料は、従来、除外項目に含まれる塩基性酸化マンガンを組成に含むことから特化則に該当しないと考えておりましたが、この度の改正で、「塩基性酸化マンガン」が第2類特定化学物質として位置づけられ、従来の「マンガンおよびその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)」が「マンガンおよびその化合物」に改正されます。従いまして、マンガン含有複合酸化物顔料は特化則におきまして第2類特定化学物質に該当することになります。コバルト化合物やニッケル化合物と同じように、該当する金属を含む複合酸化物は該当金属の化合物として取り扱っておりますのでマンガンを含む複合酸化物はマンガン化合物となり、マンガン化合物全般が特化則扱いになるのであればマンガンを含む複合酸化物顔料も特化則に該当すると考えています。また、規制対象化合物の含有量は、コバルト化合物、ニッケル化合物と同様に、複合酸化物顔料中の規制対象金属酸化物含有量(酸化マンガン)として考えております。ただし、規制対象金属酸化物含有量は各メーカーで異なりますので関係メーカーにご確認していただきたくお願いいたします。

以上